



NISA口座開設
ジュニアNISA口座開設
つみたてNISA開設

キャンペーン

実施期間 平成29年12月4日月～平成30年3月30日金

一般NISA, ジュニアNISA,
つみたてNISAの利用を目的に
NISA口座を開設していただくと

もれなく
QUOカード
1,000円分
をプレゼント

※平成30年5月31日までに口座開設手続きを完了された方

一般NISA, ジュニアNISA
つみたてNISA いずれかの
制度を利用して投信積立を
5,000円以上お申込みいただくと

もれなく
QUOカード
500円分 をプレゼント

※平成30年5月31日までに口座開設手続きを完了された方

お一人さま
最大
1,500円分の
QUOカードを
プレゼント

●各種NISA制度との比較

		つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
年齢制限		20歳以上	20歳以上	0~19歳
非課税期間		投資した年から 最長20年間	最長5年間	最長5年間 <small>5年間の非課税期間終了後、翌年の非課税枠を利用すれば、実質最長10年間の 非課税運用が可能。(口座開設ができるのは現状2023年まで)</small>
運用商品		長期の積立・分散投資 に適した一定の商品	投資信託*・上場株式・上場REITなど (※公募株式投資信託に限る。預貯金・債権は不可)	<small>・ジュニアNISAの口座開設期間終了後は継 続管理勘定に資産を移管することで、20 歳になるまで非課税での継続保有が可能。 ・20歳以降はNISAへ移管が可能。</small>
運用商品の変更		売却時に非課税枠(購入時に使用した非課税枠)が消滅		
お金の引出し		いつでも可能		原則18歳まで不可
投資 上限額	年間	40万円	120万円	80万円
	累積	20年間で800万円	5年間で600万円	5年間で400万円
口座管理手数料		なし	運用商品や金融機関によっては口座管理手数料がかかる場合があります	

つみたてNISA Q&A

Q1 現行の一般NISAを利用しているのですが、新しくつみたてNISAを利用することはできますか?

Q2 現行の一般NISAでは不定期に購入することができますが、つみたてNISAではどうなりますか?

A1

併用はできませんが、一般NISAとつみたてNISAは、1年ごとにいずれかを選択することができます。ただし、その年の非課税枠を既に1円でも利用している場合、その年の分については切り替えることはできません。

なお、つみたてNISAでは1年ごとに金融機関の変更ができます。ただし、その年の非課税枠を既に1円でも利用している場合、その年の分については金融機関を変更することはできません。

A2

つみたてNISAでは、あらかじめ指定した商品を定期的に継続して購入する必要があります。また、毎月一定額ずつ投資することで、積立投資の効果を得ることができます。

一般NISA口座、ジュニアNISA口座またはつみたてNISAを開設されたお客さまへ

(他金融機関で開設済のNISA口座を筑波銀行に移す場合も対象となります。)

QUOカード 1,000 円分プレゼント

- 平成29年12月4日(月)～平成30年3月30日(金)の間にNISA口座をお申込みいただき、平成30年5月31日(木)までに、口座開設手続きを完了されたお客さまが対象となります。
- QUOカードプレゼントは、原則、口座開設手続きが完了した月の翌月末までに当行届出登録住所へ郵送いたします。

NISA口座開設キャンペーンのご留意事項

- 当行で投資信託口座をお持ちでない方は、NISA口座お申込みと合わせて投資信託口座の開設が必要となります。

さらに

NISA口座・ジュニアNISA口座・つみたてNISAで投信積立を5,000円以上契約し、第1回目の引落しが確認できたお客様にQUOカード500円分プレゼント

- 平成29年12月4日(月)～平成30年3月30日(金)の間にNISA口座・ジュニアNISA口座・つみたてNISAで投信積立を5,000円以上ご契約いただき、第1回目の引落しが確認できたお客さまが対象となります。
- QUOカードプレゼントは、第1回目のお引落し確認月の翌月末までに当行届出登録住所へ郵送いたします。

投資信託をご購入(取得申込)される際の留意点について

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。
●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
●投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。
●当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
●お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.24%(税込))がかかるほか、保有期間中は信託報酬(信託財産純資産総額に対し実質最大2.16%(税込))がかかります。また、一部の投資信託は換金時に信託財産留保額(当該投資信託の換金時に適用される基準価額に対し最大0.5%)が基準価額から差し引かれます。その他の費用として、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等の費用がかかります。また、手数料等の合計金額については、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。
●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」を交付いたしますので、内容を十分お読みの上、ご自身で判断ください。契約締結前交付書面は、当行本支店の窓口にご用意しております。

NISAに関するご注意事項

- 筑波銀行でのNISA口座対象商品は公募株式信託のみです。
●NISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。
●NISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。
●2015年1月以降は、一定の手続きのもので、金融機関の変更が可能となりましたが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定(以下、「非課税投資枠」といいます。)*で、すでに公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
※非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するためにNISA口座内において設けられる勘定のことです。
●万一重複して申し込まれた場合には、最も希望する金融機関ではない金融機関にNISA口座が開設されることがあります。その場合でも金融機関を変更できません。また、口座開設が大幅に遅れる可能性もあります。
●NISA口座は、原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。
●NISA口座の開設には、マイナンバーを届出いただく必要があります。また、「運転免許証」等の確認書類が必要となります。
●住所等変更時には変更届を提出いただく必要があります。
●1年間の非課税投資額の上限枠は120万円であり、一度使用した非課税枠は、たとえ解約しても再利用することができます。
●NISA口座の非課税期間(最長5年間)が満了した場合、保有する投資信託を次の非課税期間に移す、または課税口座に移すことができますが、その投資信託の取得価格は移す日の時価になります。
●分配金受取型の投資信託で、分配金が元本払戻金(特別分配金)になる場合、非課税のメリットはありません。

ジュニアNISAに関するご注意事項

- 筑波銀行でのジュニアNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。
●ジュニアNISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。
●ジュニアNISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。
●ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更はできません。
●日本にお住まいの0歳以上19歳以下(口座開設年の1月1日において20歳未満および口座開設年に出生した方)の未成年の方が口座を開設できます。
●口座開設者が18歳になるまで(3月31日時点で18歳である年の1月1日以後)は、災害等やむを得ない場合を除き、非課税で払い出すことができません。払い出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。
●ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の法定代理人(親権者等)に限定されます。

つみたてNISAに関するご注意事項

- つみたてNISAと一般NISAは選択制になります。同一年内でつみたてNISAと一般NISA両方のご利用はできません。変更を行う場合には、曆年単位で行うことになります。
●つみたてNISAのご利用には累積投資契約が必要です。当行でつみたてNISAご利用のお申込みに際しては、必ず累積投資契約をお申込みください。
●つみたてNISAでは一般NISAと異なり、非課税期間が終了した際に保有している投信信託等を終了翌年の非課税投資枠に移行(移管)するロールオーバーはできません。
●累積投資契約で買い付けたつみたてNISAにかかる投資信託の信託報酬等の概算値を年1回ご通知します。
●つみたてNISAの利用開始から10年を経過した日及び以後5年ごとに氏名・住所についてのご確認が必要となります。ご確認ができなかった場合には、非課税の受け入れができなくなります。
●つみたてNISAを利用して投信積立サービスをお申込みされる場合は、毎月の購入金額の上限を33千円とさせていただきます。また、増額月を設定される場合は、年間の購入金額の上限を400千円以内とさせていただきます。

ジュニアNISA口座の資金は口座開設者本人(未成年)に帰属します。
それ以外の資金による投資には課税上の問題が生じる可能性があります。

詳しくは、店頭窓口までお気軽にお問い合わせください。